

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例（平成17年12月26日京都市条例第39号）（総合企画局情報化推進室情報政策課）

移動通信用鉄塔施設整備事業（本市が、国の補助を受けて、携帯電話用装置による通信その他の移動通信を行うことができない状態の解消を図るための施設及び設備を設置する事業をいいます。）に係る分担金に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第39号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、移動通信用鉄塔施設整備事業（本市が、国の補助を受けて、携帯電話用装置による通信その他の移動通信を行うことができない状態の解消を図るための施設及び設備を設置する事業をいう。）に係る分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の納入義務者)

第2条 分担金は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者のうち移動通信用鉄塔施設整備事業の実施により利益を受けようとするもの（以下「納入義務者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用の6分の1に相当する額とする。

2 納入義務者が複数あるときは、前項の額を納入義務者の数で除して得た額を各納入義務者の分担金の額とする。

(分担金の納入時期)

第4条 分担金は、次に掲げる時期に、前条の規定による額を分割して納入しなければならない。

- (1) 移動通信用鉄塔施設整備事業に係る施設及び設備の設置の工事が完了した際
- (2) 前号の施設及び設備の供用を開始した際

- 2 前項各号に掲げる時期に納入すべき分担金の額は、別に定める。
- 3 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金の納入期限を延長することができる。

(委任)

第5条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(総合企画局情報化推進室情報政策課)